

## 【緊急！】消費者トラブル注意報 第115号

行政機関や実在する事業者等をかたる不審な電話  
にご注意ください！

行政機関や実在する事業者名で不審な自動音声電話がかかってくるとの相談が寄せられています。

「〇時間後に電話が使えなくなります。」「未納料金があります。」「オペレーターと話したい場合は〇番を押してください。」などと案内され、オペレーターと話すと、身に覚えのない未納料金を請求されたり、氏名や生年月日等の個人情報聞き出される事例がみられます。

## □相談事例

## 【事例1】

行政機関を名乗り、「あと〇時間後に電話が使えなくなる。〇番を押すように。」との自動音声案内があった。着信番号を見ると国際電話のようだ。

## 【事例2】

大手通信事業者を名乗り、「未納料金がある。最終請求であるため今後は裁判になる。〇番を押すとオペレーターに繋がる。」と自動音声案内があり、オペレーターから氏名・生年月日を訊かれた。

## ■消費者へのアドバイス

- 行政機関や実在する事業者名での電話で、不明な点がある場合は、行政機関や事業者の本来の連絡先を調べて問い合わせたり、公式ホームページで注意喚起されていないか確認しましょう。
- 身に覚えのない未納料金の請求については、相手にせず、すぐに切電しましょう。
- 国際電話からかかっているケースも見られます。国際電話は通話料金が高額であるため、折り返しもしないようにしましょう。
- 固定電話は留守番電話設定にする、国際電話の通話を止める、迷惑電話防止機能付電話機を利用するなど対策の一つです。
- 不安を感じる場合は消費生活センターに御相談ください。

## ■熊本県消費生活センター

相談電話 096-383-0999（受付時間：平日 9時～17時）

## 【問い合わせ先】

熊本県環境生活部県民生活局 消費生活課 渡辺・山本  
電話：096-333-2308 内線：35841・35848